

## 5-48 騒音防止装置

### 5-48-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、5-48-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。（保安基準第30条第2項関係）

### 5-48-2 性能要件

#### 5-48-2-1 テスタ等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。以下5-48-2において同じ。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等其他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第196条第1項関係）

① 自動車（二輪自動車を除く。）は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。

この場合において、②の基準に適合する自動車は、当分の間、この基準に適合するものとして取り扱うことができる。

② 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態に原動機が作動することがないものを除く。）は、別添5-1「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）		94

③ 二輪自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添5-2「近接排気騒音の測定方法（協定規則

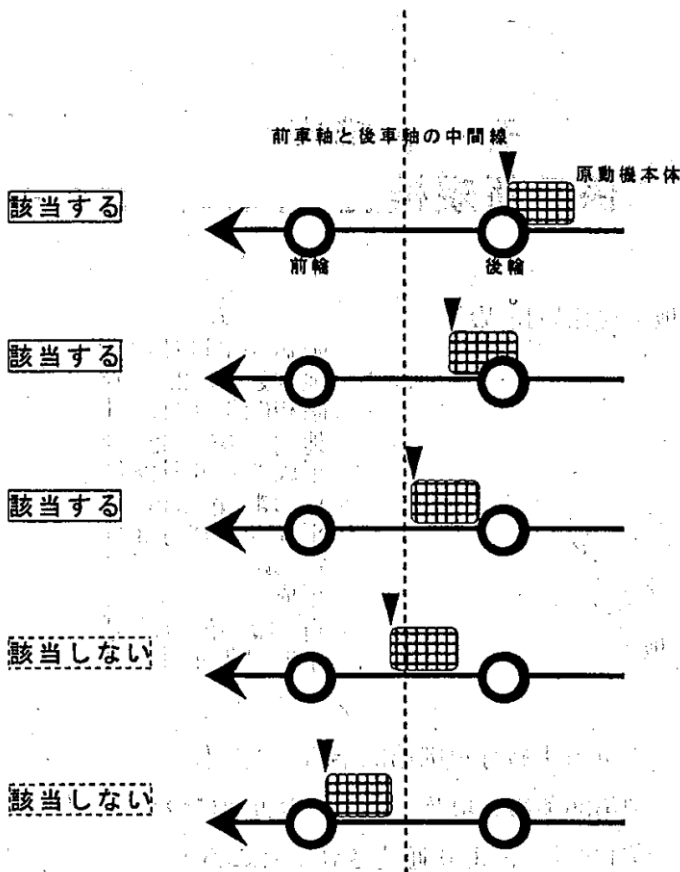
第41号適用車) 」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発生しない構造であること。

- (2) (1)②の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電機、空気清浄器等の機関に必要な付属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取り除いた状態をいう。ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)

「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定



- (3) 自動車の発する騒音が(1)に掲げる数値を超えるおそれがあると認められたときは、騒音計等を用いて騒音の大きさを計測するものとする。
- (4) 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第30条第3項)

5-48-2-2 視認等による審査

(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取り外しても騒音防止性能に影響のないもの並びに消音器本体に取り付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置は、⑤の規定は適用しない。(細目告示第40条第2項関係、細目告示第196条第2項関係)

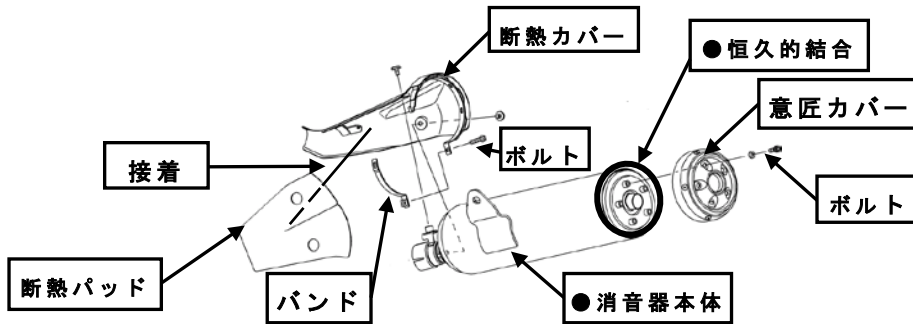
- ① 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。
- ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造(一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。)でないこと。
- ⑥ 消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであること。(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)

(2) 消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的の方法(溶接、リベット等)により結合されていないもの(例:ボルト止め、ナット止め、接着)は、(1)⑤の規定に適合しないものとする。

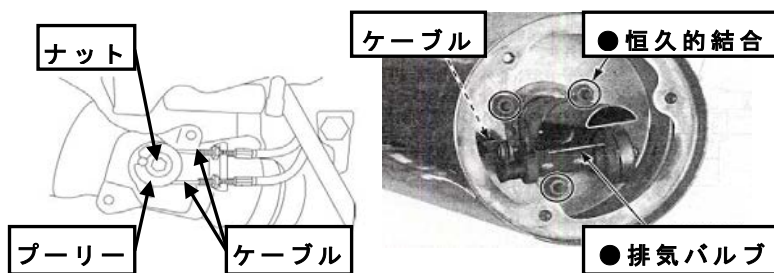
【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1)⑤、(2)関係】

●は恒久的結合が必要な部位を表す。

【例1】



【例2】



(3) 次に掲げる消音器は、(1)⑥の基準に適合するものとする。(細目告示第196条第3項関係)

① 次のいずれかの表示があるもの

ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示

イ 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の3第1項の特別な表示

ウ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付け消音器に係る性能等確認済表示

(7) 一般財団法人日本自動車研究所

(イ) 株式会社JQR

(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会

(エ) 一般社団法人JMCA登録性能確認機関

エ 協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示

オ 協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

ア 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面(以下、5-48-2-2(3)②において「試験結果成績表」という。)の本通の提示により、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。

この場合において、当該書面に記載された次に掲げる構造・装置等が同一であることを確認するものとする。

(7) 車名及び型式(別添1「改造自動車審査要領」3.(2)の原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)

(イ) 原動機型式

(ウ) 消音器の個数

(エ) 消音器外観

なお、公的試験機関が発行した騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車にあっては、試験結果成績表の提示に代えることができるものとし、この場合、構造・装置等が同一であることの確認を省略することができるものとする。

イ 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車。なお、当該自動車が現に備えている消音器かどうかの確認については、製作者の商号又は商標が付されていることをもって行うこととする。

③ 次のいずれかに該当する改造を行った消音器

ア 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器出口側の排気管の内径が拡大されていないもの

イ 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し

ウ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け

- (4) 使用過程車における改造であって、異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれのある改造として取り扱う。なお、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表（写しを含む）により確認するものとする。また、加速走行騒音試験結果成績表については、(3)②アの内容を確認するものとする。

### 5-48-3 欠番

### 5-48-4 適用関係の整理

4-48-4の規定を適用する。

なお、二輪自動車であって、消音器（消音器と排気管が分割できる構造のものにあつては排気管を含む。）の改造等により構造、装置又は性能に係る変更をおこなったものは、4-48-14-2-2(3)について5-48-2-2(3)の基準に適合するもので有ればよい。